

別紙 2

みんなのげんき広場大型遊具等設置工事プロポーザル(公募型) 提出書類作成要領

1. 提出物

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、指定の日までに参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 誓約書(様式2)
- (3) 配置予定技術者届出書(様式3)
- (4) 支店等から参加する場合にあつては、委任状(様式6)
- (5) 施工実績が確認できる工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要及び発注者・受注者の押印が確認できる資料の写し(任意様式)

※参加資格のある方は以下の書類を指定の期日までに提出すること。

- (6) 提案書(様式4-1及び様式4-2)
- (7) 工事費内訳書(見積書)(様式5)
- (8) 提案物の概要図(完成予想図)及び構造図
- (9) 施工計画(工程及び施工方法)(任意様式)
- (10) その他補足説明資料(任意様式)

2. 提案書(様式4-1及び4-2)

(1) 要求事項

別紙1「みんなのげんき広場大型遊具等設置工事プロポーザル要求水準書」をもとに提案すること。ただし、1社につき1提案とする。

(2) 提案にあたっての留意事項

提案書の作成には、以下の事項に留意する。

- ア 提案書は様式4-1及び4-2を利用して合計8枚以内とする。また、電子データ(DVDまたはCD)も1部提出すること。
- イ 提案書の様式は、A4版・片とじ・横書き・片面印刷を基本とする。A3版を入れる場合は、A4版に折り込むこと。
- ウ 文字の大きさ等は、MSゴシック、10.5ポイント以上で作成すること。電子データ形式は、汎用型(PDF、Word、Excel等)で提出すること。
- エ 虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。
- オ 提案書の提出後は、記載内容の変更を認めないものとする。
- カ 提出された提案書は返却しない。
- キ 提案書作成及び提出に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。
- ク 提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承認を得ておくこと。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提案者にすべて帰属するものとする。

(3) 提出部数

「1. 提出物」の(1)から(5)については、正本1部、(6)から(10)については、正本(提案者の記載あり)1部、副本10部とする。

3. 提案物の概要図及び構造図

概要図(完成予想図)及び構造図(構成遊具の説明図)の作成には、以下の事に留意する。

- (1) 概要図(完成予想図)はA2版横1枚(カラー)×1部と構造図(構成遊具の説明)はA3版横(モノクロ)×1部とする。電子データの形式は、PDF形式で提出すること。
- (2) 概要図(完成予想図)の描写対象は、利用状況(使用方法)がわかるように立体図とすること。また、色彩については完成予想と同じ配色とすること。なお、アニメ等のキャラクターの使用は不可とする。
- (3) 構造図は、提案対象施設の全てについて提出すること。
- (4) 契約締結後に詳細設計を行い、施設構造図、基礎構造図の詳細な図面の提出をすること。

4. 工事費内訳書(見積書)(様式5)

工事費内訳書(見積書)は、工種、種別に相当する項目に対応するものについて、単位、数量、単価、金額を提示し、主要資材については、数量、単価、金額を表示するとともに可能な限り規格まで記入のうえ87,000,000円以内(消費税および地方消費税を含む)にて作成する。また、一式計上したものについては、必ずその内容が明らかになるよう内訳書及び単価表を作成のうえ添付すること。